

1. 契約概要について

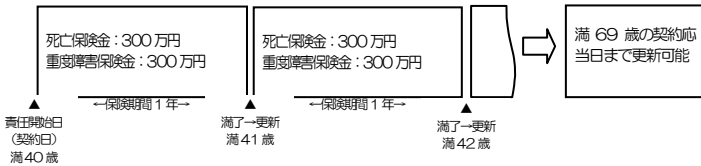
「契約概要について」は、ご契約の内容に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい大切な事項を記載しています。ご契約前に必ずご一読いただき、内容を十分に確認の上、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

なお、本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、詳細につきましては保険約款をご参照ください。

ご説明でわかりにくい点がございましたら、当社までお問合せください。

1. 商品の仕組み

- ◆ 被保険者様が満 15 歳から満 69 歳までご加入が可能で、契約更新を行うことにより満 70 歳の契約応当日（毎年契約日に該当する日）の前日まで保障が継続します。
- ◆ 死亡時、重度障害時の保障をご提供します。
- ◆ 死亡保険金を基準にして 100 万円単位でご加入できます。
- ◆ 「申込書」「と告知書」のご提出のみで契約のお引き受けを審査いたします。
- ◆ 一定の条件内で、当社が販売する他の商品にも重複してご加入いただけます。（詳細は当社までお問合せください）
- ◆ 海外で発生した死亡・重度障害も保障いたします。



2. 保険期間

- ◆ 保険期間は責任開始日（ご契約日）から 1 年間です。また、更新しない旨のお申し出がない限り、契約は更新されます。
- ◆ 契約更新を行うことにより、満 70 歳の契約応当日の前日まで保障を継続することができます。

3. 保障内容

この保険は、次の保険金が支払われる保険です。

死亡保険金

被保険者様が保険期間中に日本国内外において死亡したときに支払われます。

重度障害保険金

被保険者様が保険期間中に日本国内外において、責任開始日以後に発生した不慮の事故を直接の原因とする傷害、または責任開始日以後に発病した疾病を原因として重度障害状態に該当したときに支払われます。

※重度障害状態とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。

- 1) 労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）別表第 1 に定める第 1 級または第 2 級に該当する障害の状態またはこれに相当すると認められる状態
- 2) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査および判定の基準等に関する省令（平成 11 年厚生省令第 58 号）第 1 条第 1 項第 4 号または第 5 号の状態に該当する状態

死亡保険金・重度障害保険金の支払いが制限される場合など

- ◆ 重度障害保険金が支払われた場合、ご契約は消滅します。
- ◆ 死亡保険金が支払われた場合、ご契約は消滅します。
- ◆ 死亡保険金と重度障害保険金は重複してはお支払いしません。

4. 契約の更新について

- ◆ 保険契約は責任開始日（ご契約日）から 1 年後に、健康状態等の告知を省略して更新することができます。更新の条件は次のとおりです。
 - ・ 保険期間満了日までに保険料のお払込みがあること
 - ・ ご契約者様から当社宛に、更新日までに更新しない旨のお申し出がないこと
 - ・ 更新日における被保険者様の年齢が満 69 歳以下であること
- ◆ 当社は更新日の 2 ヶ月前に、ご契約者様宛に「更新案内」をご送付いたします。
- ◆ 更新日の 1 ヶ月前までに、ご契約者様から契約を更新しない旨の回答がない場合は、当社は更新日の前月に更新後の保険料の請求を行います。

また、契約を更新しない旨の回答があった場合は、当社は保険料の請求をおこなわず契約を満了する処理を行います。

- ◆ 更新日の前月 26 日に更新後の保険料が振替られた場合は、ご契約者様宛に「更新通知書」をご送付いたします。
- ◆ 当社は本商品の収支状況などの事情から、当社の定めるところにより、契約更新の際に保険料を増額、または保険金額を減額することがあります。この場合、更新日の 2 か月前までにご契約者様宛に文書で通知の上、更新日から保険料または保険金額を変更します。
- ◆ 当社は本商品が不採算となり、収支の改善が見込めないときは、本商品の販売を取りやめることがあります。この場合は、契約の更新も取り扱いません。

5. お引受条件

- ◆ 当社は保険業法附則第 16 条の適用を受けている少額短期保険業者です。同一の被保険者様について、当社が引き受ける保険金の限度額は、死亡保険金 1500 万円、重度障害保険金 1500 万円となります。（ただし死亡保険金と重度障害保険金は重複してはお支払いしません）
- ◆ 死亡保険金額はパンフレットに記載してある設定の中から選択いただけます。当商品へのご加入は被保険者様一人につき 1 契約のみ可能です。
- ◆ 法令上、同一の被保険者様について、当社が引き受けられるすべての保険の保険金額の合計額は、5000 万円までとなります。
- ◆ 法令上、同一のご契約者様について、当社が引き受けられる保険の被保険者様の総数は 100 名までとなります。

6. 保険料に関する事項

- ◆ 保険料のお払込みは、保険料口座振替による月払となります。
- ◆ 当社はお申込み時にご契約者様よりお申し出のあった金融機関の口座（以下「指定口座」といいます）から保険料の振替手続を行います。振替は毎月 26 日に行いますが、26 日が金融機関の休業日の場合は翌営業日に振替えます。
- ◆ 指定口座から保険料が振替られた場合、振替日をもって保険料の払込みがあったものとします。
- ◆ 当社は各金融機関への請求を収納代行会社（株式会社クオーク）に委託しております。
- ◆ 第 1 回目の保険料が振替えられなかった場合は、保険契約が不成立となります。この場合、すみやかに「不成立通知」をご契約者様宛にご送付いたします。
- ◆ 第 2 回目以降の保険料は、毎月、ご契約者様の指定口座から振替えます。なお、資金不足等により口座振替ができなかった場合は、翌月 2 ヶ月分の保険料を請求させていただきます。この場合、「併徴案内」をご契約者様宛にご送付いたします。
- ◆ 2 ヶ月分の保険料が振替えられなかった場合、保険契約は失効となります。なお、保険契約の復活は取り扱いません。

7. 特約に関する事項

本商品には付加できる特約はありません。

8. 配当金に関する事項

本商品には契約者配当金はありません。

9. 解約返戻金に関する事項

ご契約を解約される場合は、当社までご連絡ください。なお、本商品には解約に際して解約返戻金はありません。

10. 再保険に関する事項

本商品は、保険金の支払いに確実を期するため、再保険を付しています。再保険の具体的な内容は次のとおりです。

- 1) 再保険会社名・・・ジブラルタ生命保険株式会社 注1
 - 2) 再保険に付す再保険金額・・・保険金額の 90%
 - 3) 再保険の内容・・・比例再保険契約 注2
 - 4) 再保険契約の期間・・・1 年（保険契約の更新と共に更新します。）
- 注1) 再保険とは、保険会社が再保険会社に保険を掛けることをいいます。保険会社に支払事由が生じた場合に、再保険会社から再保険金が支払われることによって、受取人に保険金を支払うことを担保する機能があります。
- 注2) 保険金額の一定割合を再保険に付する契約

2. 注意喚起情報について

<注意喚起情報について>には、ご契約に際して、ご契約者様にとって不利益になる事項など、特にご注意頂きたい事項を記載しておりますので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認の上、ご契約をお申し込みいただくよう、お願いいたします。尚、本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては保険約款をご参照ください。また、ご不明な点につきましては当社までお問合せください。

1. クーリングオフ（契約申込の撤回）

ご契約者様が、保険契約の申込日（申込書類の提出日）または本書面を交付された日のいずれか遅い日から起算して8日以内（郵便の消印日で判定）に当社宛に書面によりお申し出いただくことにより、保険契約のお申込みの撤回ができます。

ご契約のお申込みの撤回があった場合には、お申込みいただいた金額は、全額お返しします。尚、ご契約者様が法人の場合、ご契約のお申込みの撤回はできません。

2. 告知義務

ご契約者様や被保険者様には健康状態について告知をしていただく義務があります。少額短期保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方や危険度の高い職業に従事されている方等が無条件にご契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。

ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障害状態、職業等、「申込書」「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのまま正確にもれなくご記入（告知）ください。

告知にあたり、少額短期保険募集人（代理店を含みます。以下同じ）が、傷病歴や健康状態等について事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

告知受領権は当社が有しています。少額短期保険募集人は告知受領権がなく、少額短期保険募集人に口頭でお話または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

なお、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、責任開始日からの経過年数にかかわらず、詐欺による無効等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。

また、契約を解除した場合は、すでにお申込みいただいた保険料は払い戻しません。

当社では、ご契約者間の公平性を保つため、被保険者様の健康状態に応じたお引受けの判断を行っております。健康状態によっては、ご契約をお断りすることもございます。

3. 責任開始期（保険の成立）

当社の少額短期保険募集人は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約締結の代理権はありません。

したがって、保険契約は、お客様からのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立いたします。

なお、当社がご契約のお申込みを承諾したときは、「引受通知」をご契約者様宛にご送付いたします。

当社がご契約のお申込みを承諾し、第1回目の保険料がご指定口座から振替えられた場合、振替日の翌月1日から、当社がご契約上の責任を負います。（当社が責任を開始する日を契約日とします）

4. 保険金をお支払できない場合

本商品には、責任開始日から起算して更新した期間を含め2年以内に被保険者様が自殺した場合、ご契約者様または死亡保険金受取人様の故意によって被保険者様が死亡した場合などの免責事由があり、免責事由に該当し

た場合には保険金はお支払いできません。なお、免責事由の詳細は、保険約款に詳しく記載しておりますので、あわせてご確認ください。

5. 保険金の削減支払

一時に多くの支払事由が発生し、この保険の計算の基礎に重大な影響を及ぼし本保険制度の財政に大きな影響を与えるときは、当社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。

6. 制度内容の変更

保険金の支払事由発生率が予想を著しく超過するなど、更新時の対応では収支の改善が見込めないときは、当社の定めるところにより、保険期間中に保険料を増額または保険金額を減額することがあります。この場合、変更の内容についてすみやかにご契約者様にその旨を通知します。

7. 保険料の払込猶予期間（失効について）

2回目以降の保険料については、保険料の払込猶予期間が設けられています。保険料の払込猶予期間は、保険料払込期（毎回の保険料を払い込む必要がある期間。月ごとの契約当日の属する月の前月1日から末日までをいいます）の翌月初日から末日までです。保険料払込猶予期間に保険料払込期月の未払込保険料と保険料払込猶予期間の当月分保険料2ヶ月分の保険料が振り替えられなかった場合は、保険料払込猶予期間満了日の翌日に保険契約が失効となります。（ただし、口座振替によって保険料の払込ができない特別な事情がある場合は、当社の指定する方法で保険料をお支払いいただくこともできます）

8. 契約者保護機構について

本商品は少額短期保険制度であり、保険契約者保護機構制度の対象外のため、保険契約の移転等における資金援助および保険金等の支払いに係る資金援助はありません。よって、当社が破綻した場合等には、保険金のお支払いが制限されることがあります。

9. 個人情報の保護に関して

当社では、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報の適切な保護と利用を心掛けております。当該申込書にご記入いただいた個人情報、ご契約のお引受け、ご継続や維持管理、保険金のお支払い、各種サービスのご案内など、業務上必要な目的以外で利用することはありません。

《お問合せ先》

ブロードマインド少額短期保険株式会社

TEL 03-5447-8367 FAX 03-5447-8361

受付時間 平日 10:00~17:00（土日祭日、年末年始を除く）

〒141-0022

東京都品川区東五反田 1-14-10 三井住友銀行五反田ビル 8 階